



お手続きガイドブック



三菱UFJ信託銀行

お問い合わせフリーダイヤル 平日9:00～17:00

通話料無料 まごしあわせ
0120-05-4807

本信託に係る税制や教育費の取扱い等については、法改正等により変更されることがあります。
最新の情報については、文部科学省ホームページをご確認ください。

もくじ

1	商品概要	3
2	教育費の範囲	5
3	お手続きの期限	6
4	お手続きの方法	9
1.「まごよろこぶ」口座からの払い出し		11
(1)お手続き方法別の払い出し期限		11
(2)インターネットバンキングによる払い出し		11
(3)ご郵送による払い出し		12
①ご郵送いただくもの		
②事前にご確認いただくこと		
③書類作成方法		
2.領収書等の受領(教育費のお支払い)		16
(1)教育費の範囲		16
(2)教育費のお支払期限と領収書等のご提出期限		16
(3)領収書等の受領		16
①領収書等にて証明すること		
②使用できる領収書等		
③領収書等に記載が必要な項目		
④ご提出前にご確認いただくこと		
A 学校等や教育指導者等に直接お支払いの教育費		19
B 学校等が指定した業者にお支払いの教育費		26
C 記載項目がそろわない場合		27
⑤教育資金贈与信託 明細書		

3.領収書等のご提出	30
(1)領収書等のご提出期限	30
(2)ご用意いただくもの	30
①領収書等でご提出の場合	
②教育資金贈与信託 明細書でご提出の場合	
(3)「まごよろこぶ領収書提出アプリ」について	31
①アプリの特徴	
②アプリのご利用方法	
③アプリご利用の注意点	
(4)書類作成方法	32
①教育資金贈与信託 領収書等確認書	
②教育資金贈与信託 明細書	
4.「まごよろこぶ」口座への戻し入れ	34
(1)戻し入れとは	34
(2)戻し入れ可能額のご確認方法	34
(3)戻し入れの手続き受付期間および戻し入れの期限	34
(4)戻し入れする際の注意事項	35
(5)インターネットバンキングによる戻し入れ	35
①インターネットバンキングでの手続きの特徴	
②インターネットバンキングで戻し入れする際の注意点	
(6)ご郵送による戻し入れ	36
①書類作成方法	
②お手続きのご案内	

5	よくあるご質問	37
6	年間計画表	44

教育資金贈与信託

まご
よろこぶ

教育資金贈与信託「まごよろこぶ」は、
贈与を受けたご資金を教育費として
ご使用いただくことで贈与税が非課税となる
「教育資金贈与の非課税制度」を、
安心・確実にご活用いただくための
信託商品です。

「教育資金贈与の非課税制度」とは？



1,500万円まで
贈与税が非課税

30歳未満の受益者さま1人あたり、
1,500万円までの教育資金の
一括贈与が非課税になります。



贈与資金を
信託することが必要

受益者さまから金融機関等を経由して
教育資金非課税申告書を
ご提出いただけます。



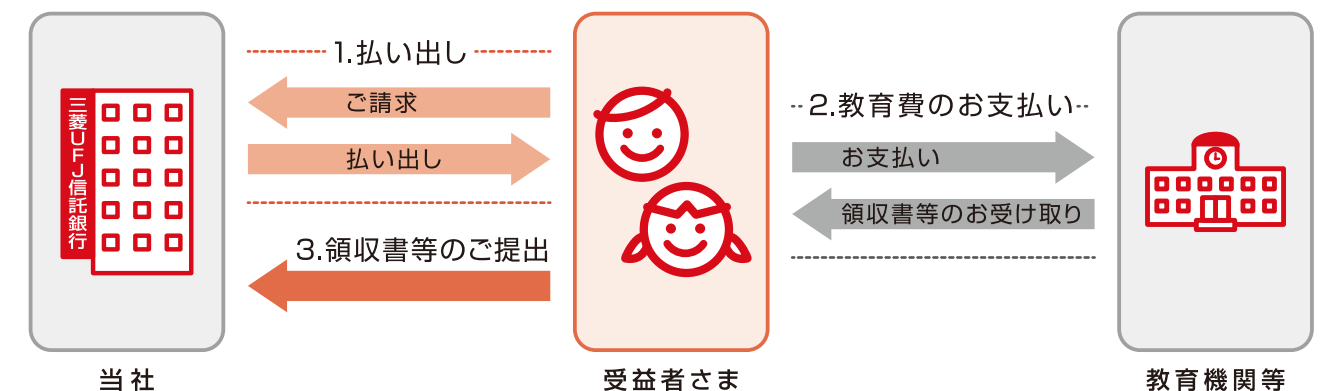
契約は受益者さま
1人あたり1金融機関、
1営業所に限定

⚠ 必ずご確認ください

- ・受益者さまの前年の合計所得金額が1,000万円を超える場合は、本商品の新規ご契約と追加の贈与はできません(受益者さまの前年の合計所得金額について、金融機関による確認が必要です)。
- ・「教育資金以外」の目的で払い出された金額と信託終了時の残額を合計した金額は、信託終了時に委託者さまから贈与があったものとして贈与税の課税対象になります。
- ・信託期間中に委託者さまがお亡くなりになり、一定の条件に当てはまる場合、死亡日時時点の管理残額は、その委託者さまの相続税の課税対象となり、その納税義務者は受益者さまとなります。詳細は当社へお問い合わせください。詳しくは42ページをご覧ください。

当ガイドブックの役割

このガイドブックでは、受益者さま、またはその親権者さまが、
「まごよろこぶ」口座からの払い出しや
領収書等のご提出を行っていただくための、
詳しい手続方法やお手続きの期限についてご説明いたします。



便利なお手続方法のご紹介

1. インターネットバンキング「三菱UFJ信託ダイレクト」

パソコン・スマートフォンで、教育資金の払い出し・
戻し入れや残高照会が可能です(払い出しされた
教育資金は、当社・他行問わず手数料無料でお振込
みいただけます)。

詳しくは9～10ページをご覧ください。



2. 「まごよろこぶ領収書提出アプリ」

領収書等のご提出をスマートフォンで簡単に行える
専用アプリなら、お手続きをよりスムーズに進める
ことができます(ただし、「まごよろこぶ」口座から
の払い出しのお手続きは、別途必要です)。

詳しくは31ページをご覧ください。



2 教育費の範囲

〈具体例〉

教育機関等	教育費	支払先	支払区分※1	非課税枠※2
●幼稚園 ●小学校 ●中学校 ●義務教育学校 ●高等学校 ●大学 ●大学院 ●専修学校 ●各種学校 ●保育園 ●認定こども園※3 ●外国の教育施設等	●入学金 ●入園料 ●授業料 ●保育料 ●学用品代 ●入学検定料 ●修学旅行費 ●学校給食費 ●PTA会費	左記教育機関等に対して 直接支払う場合	学校等	1,500万円まで ただし以下 「500万円まで」 との合計
		左記教育機関等が 指定した業者※4に 支払う場合	学校等 以外	500万円 まで
●学習塾※5※6 ●予備校※5 ●自動車学校※5 ●スポーツ教室※6 ●文化芸術に かかる教室等※6	教育指導に 対する月謝 施設利用料等	左記教育機関等に対して 直接支払う場合 (使用する物品の 購入費用を含む)		
		左記教育機関等が 指定した業者に 支払う場合	—	非課税の適用 不可

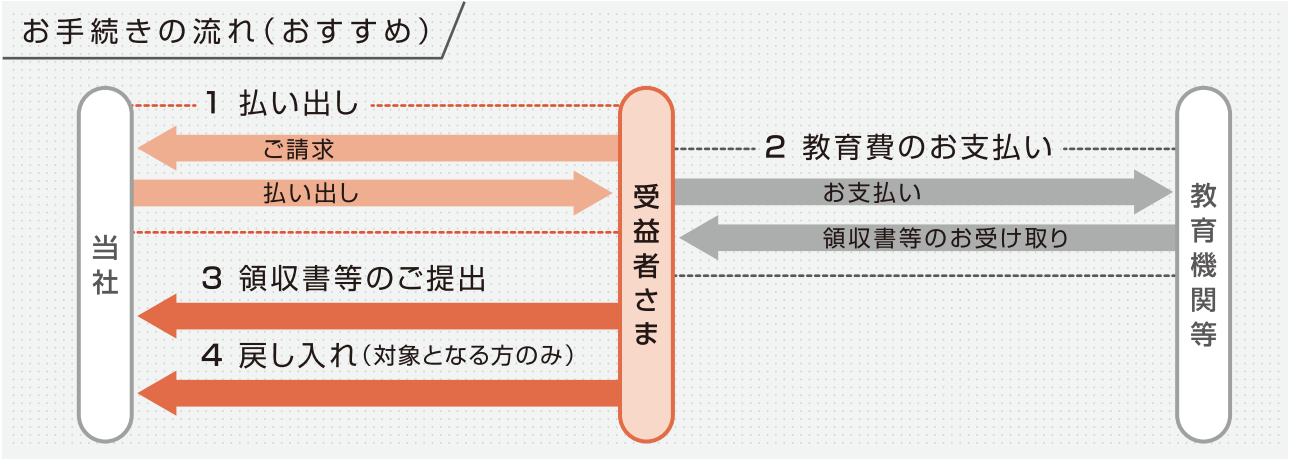
- ※1 教育資金贈与の非課税制度では、教育費の支払先を以下2通りに区分します。
学校等：学校教育法上の学校および租税特別措置法上の教育関連施設
学校等以外：上記「学校等」以外
- ※2 非課税の対象となる教育費の合計金額について、支払区分に応じた上限があります。
- ※3 認定こども園については、幼保連携型・幼稚園型・保育所型・地方裁量型の全ての類型が対象となります。
- ※4 教育機関等（学校等）が指定した業者に支払った場合でも、一部の学生のみが支払う教育費は、非課税の適用を受けることができません。
- ※5 学習塾、予備校、自動車学校の場合、学校等に該当する場合があります。
詳細は文部科学省ホームページをご覧ください。
(例)河合塾 新宿校は「学校等」(学校法人)、秋葉原館は「学校等以外」(株式会社) (2023年4月現在)
また、自動車学校等につきましては、あっせん業者への支払いは対象外です。
- ※6 受益者さまが23歳以上の場合、学習塾、スポーツ教室、文化芸術にかかる教室等の費用は、非課税措置の対象外となります。
ただし、教育訓練給付金の支給対象となる教育訓練の受講費は非課税の対象となります。

教育費の範囲の詳細については、文部科学省ホームページに掲載の『教育資金非課税措置Q&A』でご確認ください。

教育資金贈与 非課税対象先 検索 URL: https://www.mext.go.jp/a_menu/kaikei/zeisei/1332772.htm

3 お手続きの期限

非課税制度をご利用いただくために、以下のお手続きを期限までに行ってください。



1. 「まごよろこぶ」口座からの払い出し

払い出し期限
当年12月31日まで

▶詳しくはP.11

↓
1年間(1月～12月)で必要になる教育費をご試算のうえ、「まごよろこぶ」口座からは期日に余裕をもって払い出してください。窓口では受け付けできませんので、インターネットバンキングまたは郵送にてお手続きください。

2. 領収書等の受領(教育費のお支払い)

▶詳しくはP.16

↓
1で払い出した資金で、教育費をお支払いください。※1
お支払いの際は必ず領収書等をお受け取りになり、必要項目が記載されていることをご確認のうえ、保管してください。
教育機関等からの請求書やお支払いの依頼書面等(以下「教育機関等からの支払依頼書面」といいます)も保管してください。

3. 領収書等のご提出

領収書等ご提出期限
払い出しの翌年3月15日まで

▶詳しくはP.30

↓
2で教育機関等から受け取った領収書等を、なるべくお早めに当社へご提出ください。
ご提出の際にも、領収書等に必要項目が記載されていることをご確認ください。
窓口では受け付けできませんので、「まごよろこぶ領収書提出アプリ」または郵送にてご提出ください。

4. 「まごよろこぶ」口座への戻し入れ

▶詳しくはP.34

1で口座から払い出した資金のうち、使いきれなかった資金がある場合、「まごよろこぶ」口座に戻し入れることができます。※2戻し入れ額は「教育資金のご利用状況のお知らせ」にてご確認ください。窓口では受け付けできませんので、戻し入れ※3※4手続きはインターネットバンキングまたは郵送にてお手続きください。

※1 1の払い出し日と2のお支払日が同じ年に属している必要があります。なお、1と2の順序は問いません。

※2 戻し入れ後にあらためて「まごよろこぶ」口座から払い出しのうえ、教育費としてお支払いいただくことで、非課税の適用を受けることができます。

※3 戻し入れの受付期間は毎年7月から12月までとなります。

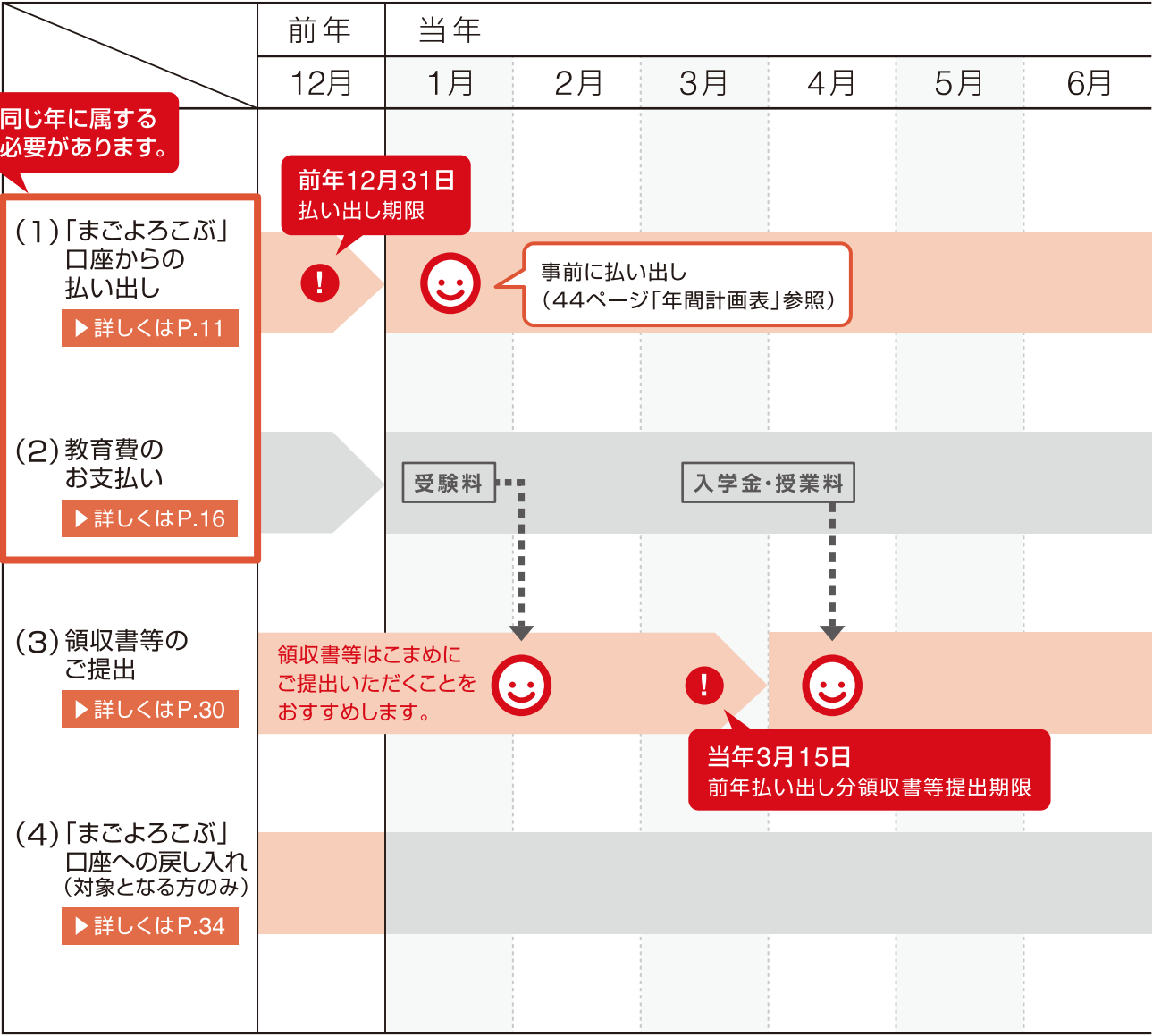
※4 戻し入れの最終期限は信託終了日までとなります。

年間スケジュール

お手続きの期限		
お手続き種類	お手続き方法	期 限
(1)「まごよろこぶ」口座からの払い出し	インターネットバンキング	当年12月31日 23時59分※1
	ご 郵 送	当年12月31日【当社必着※2】
(2)教育費のお支払い※3		当年12月31日

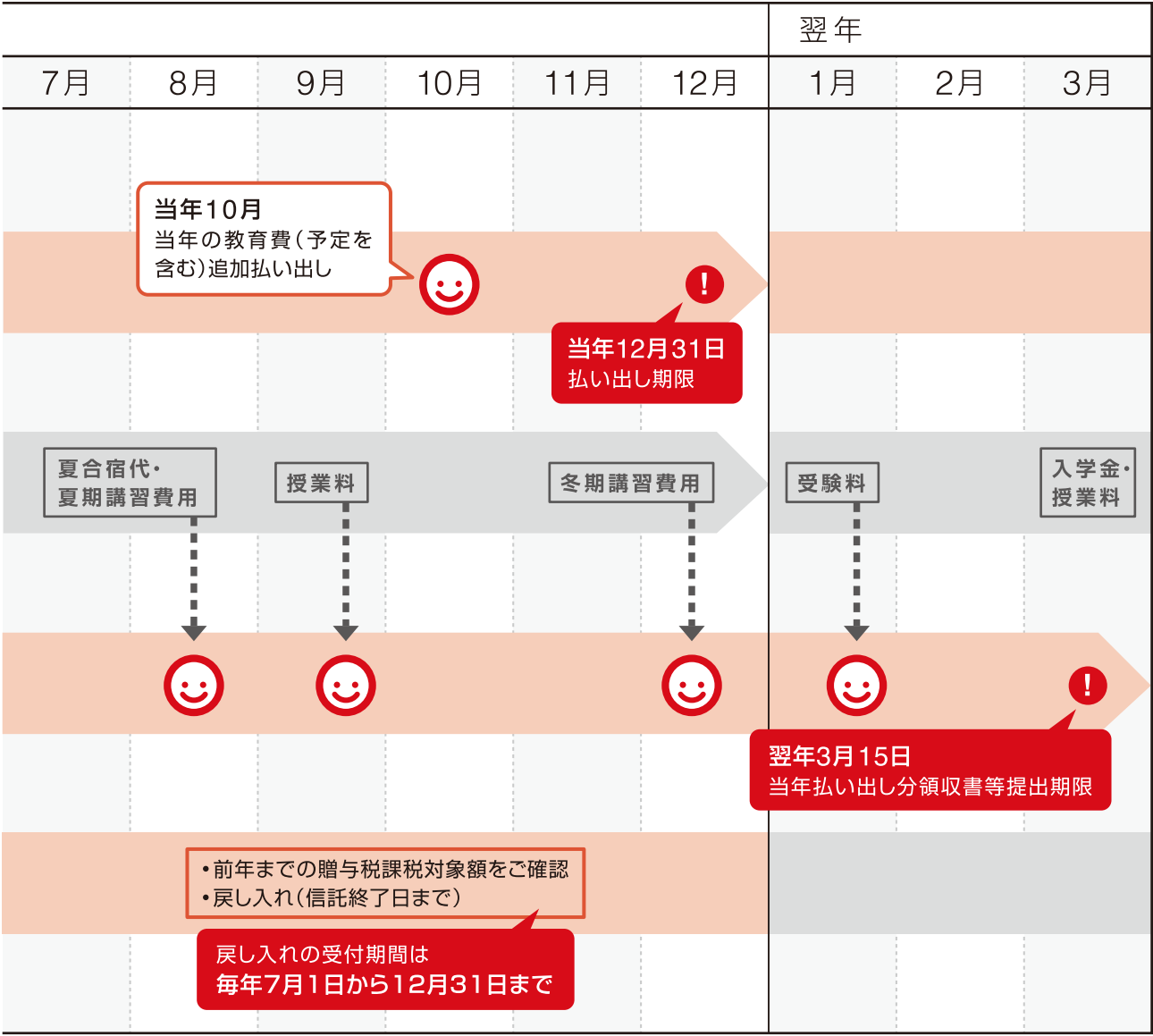
※1 システムメンテナンス時間帯はご利用いただけないため、12月31日のメンテナンス予定次第では、メンテナンス時間前にお手続きを完了いただく必要がございます。最新のメンテナンス時間につきましては当社ホームページをご確認ください。
※2 当日消印有効ではありません。郵送の場合は、お手続きにお時間をいただきますので、お早めにご提出ください。
※3 クレジットカードの場合、クレジットカードの「ご利用日」がお支払日となります。
クレジットカード代金の口座からの「引落日」はお支払日ではありませんのでご注意ください。

❗ 印の時期(お手続きの期限)は特にご注意ください。😊 印は当社がおすすめするお手続きの時期です。



お手続き種類	お手続き方法	期 限
(3) 領収書等のご提出	ア プ リ	翌年3月15日 23時59分※4 ※5
	ご 郵 送	翌年3月15日【当日消印有効】※4
「まごよろこぶ」(4)口座への戻し入れ(対象となる方のみ)※6 ※7	インターネットバンキング	毎年7月1日 0時00分～12月31日 23時59分
	ご 郵 送	原則、毎年7月1日～12月31日

※4 信託が終了する年においては、信託終了日の属する月の翌月末まで。
※5 期限までに「提出完了」画面に「受付番号」が表示されたことをご確認ください。
※6 当年分の戻し入れはできません。前年以前分の差額についてお手続きください。
※7 戻し入れの最終期限は信託終了日(インターネットバンキングの場合は、信託財産交付日の2営業日前)となります。詳しくは34ページをご覧ください。



4 お手続きの方法

お手続き種類別の手続き方法

お手続き種類	○ 可 × 不可			
	インターネットバンキング	アプリ	ご郵送	窓口
「まごよろこぶ」口座からの払い出し	○ ^{※1}	—	○	×
領収書等のご提出	—	○	○	×
「まごよろこぶ」口座への戻し入れ ^{※3}	○	—	○	× ^{※2}

※1 租税特別措置法で定める「教育資金」に充てるための払い出しに限りです。

※2 2023年10月31日をもって窓口受付を終了いたしました。

※3 戻し入れは原則7月1日～12月31日までとなります。

インターネットバンキングでのお手続きの前にご用意いただくもの

	インターネットバンキング		ご留意事項
	ログインしたことがない方	ログインしたことがある方	
三菱UFJ信託ダイレクト会員番号	○	○	三菱UFJ信託ダイレクト会員カードをお持ちの方は三菱UFJ信託ダイレクト会員カードにて、お持ちではない方は申込受付ハガキにてご確認ください。 〈インターネットバンキングをWEBからお申し込みいただいた方〉 WEB申込完了画面でお控えいただいた番号をご確認ください。
第一暗証番号	×	○	オンラインサインアップ（初回利用登録）で設定していただく6文字の英数字です。
ダイレクト暗証番号	○	×	「三菱UFJ信託ダイレクト利用申込書兼切替依頼書」にてお届けいただいた4桁の数字です。 〈インターネットバンキングをWEBからお申し込みいただいた方〉 WEB申込画面にてお届けいただいた4桁の数字です。
設定番号およびシリアル番号	○	×	ワンタイムパスワードを初めてご利用される場合に、以下の番号が必要となります。 〈ワンタイムパスワードアプリをご利用される方〉 ・設定番号: 申込受付ハガキまたはワンタイムパスワードアプリ内の電話通知機能にてご確認ください。 〈ワンタイムパスワードカードをご利用される方〉 ・設定番号: 申込受付ハガキをご確認ください。 ・シリアル番号: ワンタイムパスワードカード本体をご確認ください。

当社のインターネットバンキング(三菱UFJ信託ダイレクト)にご加入^{※4}の以下の方がご利用できます。

受益者さまに関する条件	インターネットバンキングにご加入の方		
	受益者さまご本人	親権者さま ^{※5}	代理人さま
成人の場合	○	× ^{※6}	×
未成年の場合	×	○	×

※4 インターネットバンキングへのご加入をご希望のお客さまは、取扱店等にご用命ください。

※5 当社にお届けいただいている親権者さまに限りです。

※6 受益者さまが成人に達した場合、親権者の方はインターネットバンキングをご利用できません。
成人に達したご本人から改めてインターネットバンキングを申し込んでいただく必要があります。

インターネットバンキングの操作方法

※画像はイメージです。実際のものとは異なる場合があります。

1

当社のホームページ画面を開いてください。

三菱UFJ信託 検索

URL : <https://www.tr.muftg.jp/>

2

「個人のお客さま」タブを開き、「インターネットバンキング」ボタンをクリックしてください。

3

インターネットバンキングにログインしたことがある方はAを、初めてログインする方はBをクリックしてください。

4

(インターネットバンキングにログインしたことがない場合のみ)

画面に従ってオンラインサインアップを実施してください。

5

会員番号と第一暗証をご入力の上、「ログイン」ボタンをクリックしてください。

6

「教育資金贈与信託」を選択いただき、「教育資金贈与信託口座から払い出しをする」または「教育資金贈与信託口座への戻し入れをする」をクリックしてください。

〈お問い合わせ〉

	インターネットバンキングの操作について	「まごよろこぶ」口座からの払い出し・戻し入れ手続きや戻入可能額の照会等について
お問い合わせ先	0120-349-003	0120-05-4807 まごしあわせ
受付時間	平日 9:00～21:00 土・日 9:00～17:00 (祝日等を除く)	平日 9:00～17:00 (土・日・祝日等を除く)

1.「まごよろこぶ」口座からの払い出し

(1)お手続き方法別の払い出し期限

- 払い出し方法は下表のとおりです。
払い出し方法によって期限が異なりますので、ご注意ください。
- 期限後の払い出しは非課税の適用を受けることができませんのでご注意ください。
- 当社からの払い出しと、教育機関等へのお支払いは同じ「年」に属することが必要です。
翌年に繰り越すことはできません。



- 郵送の場合、「教育資金贈与信託 払出請求書 兼 確認書」のご提出が必要になります。
- 領収書等・明細書のご提出のみでは「まごよろこぶ」口座からの払い出しはできませんのでご注意ください。
- 郵送の場合はお手続きにお時間をいただきますので、お早めにご提出ください（目安：ポスト投函後2週間程度）。

払い出し方法	払い出し期限
インターネットバンキング※1	毎年12月31日23時59分※2
ご 郵 送	毎年12月31日【当社必着※3】

※1 インターネットバンキングで教育機関等へお振込みした場合でも領収書等のご提出は別途必要となります。
詳細は30ページをご覧ください。

※2 システムメンテナンス時間帯はご利用いただけないため、12月31日のメンテナンス時間次第では、メンテナンス時間前にお手続きを完了いただく必要がございます。最新のメンテナンス時間につきましては当社ホームページをご確認ください。

※3 当日消印有効ではありません。

(2)インターネットバンキングによる払い出し

インターネットバンキングの操作方法は、10ページをご参照ください。

操作方法詳細につきましては、当社ホームページ掲載の
「三菱UFJ信託ダイレクト〈インターネットバンキング〉ガイド」をご参照ください。
https://www.tr.mufg.jp/ib_guide/pdf/mago.pdf



(3)ご郵送による払い出し

①ご郵送いただくもの

○ 必要 △ 場合により必要		
ご用意いただくもの	ご郵送	作成方法等
教育資金贈与信託 払出請求書 兼 確認書※1	○	13～15ページ
送付用封筒または書類送付用宛名ラベル※2	○	—
振込依頼書※3	△	—

※1 教育資金贈与信託 払出請求書 兼 確認書は当社ホームページに掲載しております。

※2 宛名ラベルは当社ホームページから印刷し、お手元の封筒表面に貼り付けてご郵送ください。
切手もお貼りください。

※3 教育機関等が発行した振込依頼書を使用する場合（振込期限がある場合はお早めにお手続きください）

②事前にご確認いただくこと

- 払い出し金額
- お振込先の情報
（金融機関名、支店名、口座種類、口座番号、口座名義人氏名）

③書類作成方法

教育資金贈与信託 払出請求書 兼 確認書



「払出請求書 兼 確認書」でお振込みいただいた場合でも、領収書等・明細書のご提出は別途必要です。
「まごよろこぶ領収書提出アプリ」、ご郵送にて領収書等・明細書をご提出ください。

- 記入例
お振込先の金融機関等により、ご記入いただく項目が異なります。
それぞれの記入例をご参照ください。
- 当社（三菱UFJ信託銀行）……………1 13ページ
 - 三菱UFJ銀行……………2 14ページ
 - 上記1 2以外……………3 15ページ

記入例 1

※画像はイメージです。実際のものとは異なる場合があります。

お振込先が当社（三菱UFJ信託銀行）の場合

①～⑬にご記入、ご押印ください

③取扱店
④教育資金贈与
信託口座番号



教育資金贈与信託通帳の
表紙をご参照ください

⑤お名前 ⑥お届け印

お手続きする方に応じて下表のとおりご記入、ご押印ください

お手続きする方	お名前のご記入方法	ご押印
受益者さまご本人	〇〇 〇〇 (受益者さまのお名前)	受益者さまの 当社お届け印
当社にお届け いただいている 親権者さま	1名の場合 〇〇 〇〇 (受益者さまのお名前) 2名の場合 受益者 〇〇 〇〇 親権者 〇〇 〇〇 (受益者さまのお名前) (親権者さまのお名前)	お手続きする 親権者さまの当社お届け印
当社にお届けいただいている代理人さま	〇〇 〇〇 代理人 △△ △△ (受益者さまのお名前) (代理人さまのお名前)	代理人さまの 当社お届け印

* 裏面の【ご確認事項】を必ずご確認ください

* 払い出しは領収書日付の属する年の12月末日までに必ず行ってください

* 太枠内に黒ボールペン(油性)で強くご記入ください

私は、右記教育資金に充当するため
裏面【ご確認事項】の内容を理解したうえで
信託金の払い出しを請求します

① 教育資金(の支払年) ② ご記入日

西暦 2 0 × × 年 2 0 × × 月 × × 日

取扱店 教育資金贈与信託口座番号 お名前 お届印 払出金額

1 1 0 1 2 3 4 5 6 7 5 文部 太郎 文部 太郎 ￥500000

日中ご連絡先 (090 - 0000 - 0000)

① お取り扱い方法 (いずれかに☑をご記入ください)

⑧☑ご指定口座へのお振込

- ・②をご記入ください。
- ・当社、三菱UFJ銀行以外の金融機関に振込む場合は、③もご記入ください。

☐ 学校等所定の振込依頼書

当社、三菱UFJ銀行以外の金融機関に

☐ その他

振込依頼書を別途ご用意いただいた場合は
こちらに✓をご記入ください
「②お振込口座の指定」のご記入は不要です

② お振込口座の指定

金融機関名(いずれかに☑をご記入ください)

⑨☑当社(三菱UFJ信託銀行) ☐ 三菱UFJ銀行

お受取人

5 文部 花子

⑨ 金融機関名

「当社(三菱UFJ信託銀行)」に✓をご記入ください

⑩ お受取人

お振込口座の名義人名をご記入ください

支店名

ウエノシテ

上野支店

支店

出張所

⑫ 普通 ⑬ 口座番号

☐ 当座 ☐ 貯蓄 ☐ その他

※ご指定がない場合は、「普通」

口座番号

7 6 5 4 3 2 1

振込方法

電信扱い

⑪ 支店名

⑫ 預金種目

⑬ 口座番号

お手元にご入金先となる当社の総合口座通帳(または普通預金通帳)がある場合はその表紙をご参照ください
信託ネット通帳の場合は、インターネットバンキングでご確認ください

・ 贈与税の課税対象となり、弊社送付の「ご利用状況のお知らせ」では領収書等提出必要額に計上されます。

☐ ⑭ 払出金額の中から差し引き

・ 払出金額の中から、振込手数料を差し引いてお振込みいたします。

☐ その他

記入例 2

※画像はイメージです。実際のものとは異なる場合があります。

お振込先が三菱UFJ銀行の口座の場合

①～⑬にご記入、ご押印ください ⑭については必要に応じてご記入ください

③取扱店
④教育資金贈与
信託口座番号



教育資金贈与信託通帳の
表紙をご参照ください

⑤お名前 ⑥お届け印

お手続きする方に応じて下表のとおりご記入、ご押印ください

お手続きする方	お名前のご記入方法	ご押印
受益者さまご本人	〇〇 〇〇 (受益者さまのお名前)	受益者さまの 当社お届け印
当社にお届け いただいている 親権者さま	1名の場合 〇〇 〇〇 (受益者さまのお名前) 2名の場合 受益者 〇〇 〇〇 親権者 〇〇 〇〇 (受益者さまのお名前) (親権者さまのお名前)	お手続きする 親権者さまの当社お届け印
当社にお届けいただいている代理人さま	〇〇 〇〇 代理人 △△ △△ (受益者さまのお名前) (代理人さまのお名前)	代理人さまの 当社お届け印

* 裏面の【ご確認事項】を必ずご確認ください

* 払い出しは領収書日付の属する年の12月末日までに必ず行ってください

* 太枠内に黒ボールペン(油性)で強くご記入ください

私は、右記教育資金に充当するため
裏面【ご確認事項】の内容を理解したうえで
信託金の払い出しを請求します

① 教育資金(の支払年) ② ご記入日

西暦 2 0 × × 年 2 0 × × 月 × × 日

取扱店 教育資金贈与信託口座番号 お名前 お届印 払出金額

1 1 0 1 2 3 4 5 6 7 5 文部 太郎 文部 太郎 ￥500000

日中ご連絡先 (090 - 0000 - 0000)

① お取り扱い方法 (いずれかに☑をご記入ください)

⑧☑ご指定口座へのお振込

- ・②をご記入ください。
- ・当社、三菱UFJ銀行以外の金融機関に振込む場合は、③もご記入ください。

☐ 学校等所定の振込依頼書

当社、三菱UFJ銀行以外の金融機関に

☐ その他

振込依頼書を別途ご用意いただいた場合は
こちらに✓をご記入ください
「②お振込口座の指定」のご記入は不要です

② お振込口座の指定

金融機関名(いずれかに☑をご記入ください)

☐ 当社(三菱UFJ信託銀行) ⑨☑三菱UFJ銀行

お受取人

5 文部 花子

⑨ 金融機関名

「三菱UFJ銀行」に✓をご記入ください

⑩ お受取人

お振込口座の名義人名を
ご記入ください

支店名

ウエノシテ

上野支店

支店

出張所

⑫ 普通 ⑬ 口座番号

☐ 当座 ☐ 貯蓄 ☐ その他

※ご指定がない場合は、「普通」

口座番号

6 5 4 3 2 1 0

振込方法

電信扱い

③ 振込手数料のお支払方法 (いずれかに☑をご記入ください)

☐ ① 当社(三菱UFJ信託銀行)普通預金口座から払い出し(下記口座から振込手数料額と同額の払い出しを請求します)

取扱店	普通預金口座番号	ご名義人名	お届印(※2)
-----	----------	-------	---------

☐ ② 教育資金贈与信託の信託金から払い出し(上記教育資金贈与信託の口座から振込手数料額と同額の支払を請求します)

・ 振込手数料は教育資金以外の支払いとなります。

・ 贈与税の課税対象となり、弊社送付の「ご利用状況のお知らせ」では領収書等提出必要額に計上されます。

☐ ③ 払出金額の中から差し引き

・ 払出金額の中から、振込手数料を差し引いてお振込みいたします。

☐ その他

記入例 3

※画像はイメージです。実際のものとは異なる場合があります。

お振込先が記入例 1 2 以外の場合

1～16にご記入、ご押印ください 15については必要に応じてご記入ください

3 取扱店
4 教育資金贈与
信託口座番号

教育資金贈与信託通帳の
表紙をご参照ください

5 お名前 6 お届印

お手続きする方に応じて下表のとおりご記入、ご押印ください

お手続きする方		お名前のご記入方法		ご押印
受益者さまご本人		〇〇 〇〇	(受益者さまのお名前)	受益者さまの 当社お届印
当社にお届け いただいている 親権者さま	1名の場合	〇〇 〇〇	(受益者さまのお名前)	お手続きする 親権者さまの当社お届印
	2名の場合	受益者 〇〇 〇〇 親権者 〇〇 〇〇	(受益者さまのお名前) (親権者さまのお名前)	
当社にお届けいただいている代理人さま		〇〇 〇〇 代理人 △△ △△	(受益者さまのお名前) (代理人さまのお名前)	代理人さまの 当社お届印

* 裏面の【ご確認事項】を必ずご確認ください
* 払い出しは領収書日付の属する年の12月末までに必ず行ってください
* 太枠内に黒ボールペン(油性)で強くご記入ください

私は、右記教育資金に充当するため 裏面【ご確認事項】の内容を理解したうえで 信託金の払い出しを請求します		1 教育資金(の支払年)	2 ご記入日
		西暦 2 0 × × 年分の 教育資金	2 0 × × 年 × × 月 × × 日
取扱店	教育資金贈与信託口座番号	お名前	お届印
1 1 0 1 2 3 4 5 6 7		フリガナ モンブ タロウ 5 文部 太郎	6 文部
日中ご連絡先 (090 - 0000 - 0000)		7 ￥500000	

① お取り扱い方法 (いずれかに☑をご記入ください)

8 ④ 指定口座へのお振込

②をご記入ください。
・当社、三菱UFJ銀行以外の金融機関に振込む
場合は、③もご記入ください。

9 ⑤ 学校等所定の振込依頼書

当社、三菱UFJ銀行以外の金融機関に

振込依頼書を別途ご用意いただいた場合は
こちらに✓をご記入ください
「②お振込口座の指定」のご記入は不要です

② お振込先

9 ⑩ 金融機関名
「その他」に✓をご記入のうえ
金融機関名をご記入ください

11 お受取人

お振込口座の名義人名を
ご記入ください

フリガナ モンブ ハナコ
11 文部 花子

9 ⑪ その他

10 〇 〇 〇 〇

銀行 信託 信金 農協

ご依頼人(※1)

15

支店名

フリガナ ウエノシテ
12 上野支店

(※1)振込依頼人のお名前は、教育資金贈与信託口座の名義人と

15 ⑬ 振込依頼人

振込依頼人のお名前は、
教育資金贈与信託口座の名義人と
異なる方を指定する場合のみご記入ください

預金種目(いずれかに☑をご記入ください)

13 ⑬ 普通

⑭ 当座

⑮ 貯蓄

⑯ その他

口座番号

14 7654321

振込方法

電信扱い

※ご指定がない場合は、「普通」

③ 振込手数料のお支払方法 (いずれかに☑をご記入ください)

16 ① 当社(三菱UFJ信託銀行)普通預金口座から払い出し(下記口座から振込手数料額と同額の払い出しを請求します)

取扱店

普通預金口座番号

ご名義人名

お届印(※2)

11 0 7 6 5 4 3 2 1

文部 太郎

文部

(※2)普通預金口座のお届け印を押印ください。

② 教育資金贈与信託の信託金から払い出し(上記教育資金贈与信託の口座から振込手数料額と同額の払い出しを請求します)

④ 払出金額の中から差し引き

⑤ 振込手数料を差し引いてお振込み

16 振込手数料のお支払方法

①～⑤のいずれか一つに✓をご記入ください

①に✓をご記入された場合は、取扱店、普通預金口座番号、
ご名義人名、お届印をご記入、ご押印ください

2. 領収書等の受領(教育費のお支払い)

■教育費のお支払いの際に必ず領収書等を受領してください。

■領収書等に必要項目が記載されていることをご確認ください。

■1万円(税込)以下の教育費については、領収書等の代わりに教育資金贈与信託 明細書で
代替することもできます。



「まごよろこぶ」口座からの払い出しのお手続きは別途必要です。
インターネットバンキング、ご郵送にて払い出しのお手続きをお願いします。

(1) 教育費の範囲

非課税適用の対象となる教育費については、5ページをご参照ください。

(2) 教育費のお支払期限と領収書等のご提出期限

教育費のお支払いと領収書等のご提出には期限がありますので、ご注意ください。

期限の種類	期限
教育費のお支払期限	当年12月31日※1
領収書等のご提出期限	教育費のお支払日が属する年の翌年3月15日※2

※1 信託が終了する年においては、信託終了日まで(受益者さまが30歳を迎える誕生日の前日まで)。

詳しくは41ページをご覧ください。

※2 信託が終了する年においては、信託終了日の属する月の翌月末まで。

(3) 領収書等の受領

① 領収書等にて証明すること

領収書等は、非課税の適用を受けるための条件を満たしていることを証明するための書類です。
1万円(税込)以下の教育費については、領収書等の代わりに教育資金贈与信託 明細書で証明
することもできます(29、33ページ参照)。

② 使用できる領収書等

教育費のお支払方法やお支払先によって、ご提出できる領収書等が決められています。

お支払方法		お支払先	
		学校等や塾等の場合	学校等が指定した 業者の場合
現金払い他	金融機関窓口	金融機関の振込手続書類	…19ページ
	ATM	ATMご利用明細	…20ページ
	インターネット バンキング	振込受付状況照会等の 画面印刷	…21ページ
口座引落し		通帳のコピー	…22ページ
クレジットカード		クレジットカードの ご利用明細および 通帳のコピー	…23ページ
月謝袋		月謝袋	…25ページ

③領収書等に記載が必要な項目

受領した領収書等について以下の6項目の記載があることをご確認ください。

領収書等の記載項目		内容
①支払日付		教育費を支払った年月日
②金額		教育費の金額
③摘要（支払内容）		教育費の内容
④支払者の氏名（宛名）		受益者さままたは親権者さまのお名前
⑤支払先の氏名（名称）	法人の場合	教育機関等の名称
	個人の場合	指導者の氏名
⑥支払先の住所（所在地）	法人の場合	教育機関等の所在地
	個人の場合	指導者の住所

① 支払日付

領収書等の支払（領収）日付*が以下の条件を満たしていることをご確認ください。

支払日付の条件	留意点
A「年」「月」「日」 すべての記載があること	以下の記載例は条件を満たしません。 「〇年〇月分」（お支払「日」の記載なし） 「〇月〇日」（お支払「年」の記載なし）
B「まごよろこぶ」の契約期間内 （契約日以降、信託終了日以内） であること	契約日は、教育資金贈与信託通帳の 見開きページをご参照ください。

※クレジットカードの場合、クレジットカードの「ご利用日」がお支払日となります。
クレジットカード代金の口座からの「引落日」はお支払日ではありませんのでご注意ください。

② 金 額

- A 記載があることをご確認ください。
- B ご兄弟の教育費を合計で記載している場合は、その内訳がわかる記載が必要です。
例:50,000円 太郎さま 20,000円 次郎さま 30,000円
- C お支払先が学校等以外の場合、非課税の適用を受けることができる金額は
累計で500万円までです（詳細は5ページをご参照ください）。

③ 摘要（支払内容）

- A 記載があることをご確認ください。
- B 摘要の記載が、非課税の適用を受けることができる教育費である必要があります
（詳細は5ページをご参照ください）。
塾や習い事等の費用については、以下の例のような具体的内容の記載が必要です。
例1:〇月分〇〇料として（〇回又は〇時間） 例2:冬期講習△△コース代
- C 摘要の記載がない場合、お支払先が学校等であれば、お客さまが領収書等へ摘要を
追記することができます（詳細は27ページをご参照ください）。

④ 支払者の氏名（宛名）

受益者さま、または親権者さまのお名前の記載があることを
ご確認ください（名字の記載だけでも可）。

⑤ 支払先の氏名（名称）

記載があることをご確認ください。
お支払先が学校等の指定した業者の場合、学校等からの支払依頼書面等が必要です。

⑥ 支払先の住所（所在地）

- A 記載があることをご確認ください。
- B 記載がない場合、お支払先に応じて、お支払先の住所（所在地）が記載されている
教育機関等からの支払依頼書面の同時提出、またはお客さまによる追記のご対応が
必要な場合があります（詳細は27ページをご参照ください）。

お支払先	追記
学校等	不要
学校等以外	要

④ご提出前にご確認いただくこと

A 学校等や教育指導者等に直接お支払いの教育費

a 現金払い他

ご用意いただくもの •領収書

①～⑥の記載をご確認ください。

領収書

④ 支払者の氏名(宛名) ① 支払日付

④ 文部 花子 様 No.1234567
① 20××年5月1日

領 収 書

② ¥13,200- ③ 但し、〇〇〇〇〇代(4月分)として

内訳
税抜金額 12,000円
消費税金額(10%) 1,200円

⑤ 株式会社 ○×スイミングスクール 印
⑥ 東京都千代田区丸の内〇-〇-〇

② 金額 ③ 摘要(支払内容) ⑤ 支払先の氏名(名称) ⑥ 支払先の住所(所在地)

⚠ ①～⑥の記載項目がそろわない場合は27ページをご参照ください。

b お振込み

ご用意 いただくもの	お支払方法	お手続き書類
	金融機関窓口	金融機関の振込手続き書類
	ATM インターネットバンキング	ATMご利用明細 振込受付状況照会等の画面印刷

i.金融機関窓口「金融機関の振込手続き書類」の場合

①～⑥の記載をご確認ください。

金融機関の振込手続き書類

② 金額 ③ 摘要(支払内容)

振込依頼書兼受領書

○×大学在学生学費等

金 額	② ¥ 7 5 7 5 0 0	手数料	
振込先	〇〇〇〇 銀行 △△△△ 支店		
受取人	⑤ ○×大学 理 工 学部	口座番号	1234567
学生氏名	文部 太郎 様		
学生番号	123A45678		
依頼人氏名	④ 文部 花子 様		

(本人保管)
上記の金額を領収いたしました。
(注意)
〇〇〇〇.....

① ○×銀行 領収印 20××.03.30

⑤ 支払先の氏名(名称) ① 支払日付

④ 支払者の氏名(宛名) ⑥ 支払先の住所(所在地)

学費についてのお問い合わせ先 ⑥
〒123-4567 東京都千代田区霞が関〇-〇-〇
○×大学財務部〇〇課(学費係)
Tel 03-1234-5678

⚠ ①～⑥の記載項目がそろわない場合は27ページをご参照ください。

ii. ATM「ATMご利用明細」の場合

ATMご利用明細

ATMご利用控
本日は、ご利用いただきありがとうございます。

お振込金額 757,500
振込手数料 ×××

お受取人
〇〇〇〇銀行
△△△△支店
普通 1234567

お振込人
〇×大学

お振込日
××.3.30

教育機関等からの支払依頼書面

第1学年の皆様へ

拝啓 早春の候、日増しにあたたかさを感じる頃となりました。さて、来年度3月10日～30日の間に、お手続きをお願いします。

記

1.お振込について
お振込金額 757,500円になります。振込は、3月10日～30日の間に、お手続きをお願いします。

2.振込の際のお願い事項
本人の名前で、お振込ください(名前の前に学生番号を入れること)。

3.振込口座
〇〇〇〇銀行 △△△△支店 普通預金口座 1234567 〇×大学

① 支払日付

② 金額

③ 摘要(支払内容)

④ 支払者の氏名(宛名)

⑤ 支払先の氏名(名称)

⑥ 支払先の住所(所在地)

- ①～⑥の記載項目がそろわない場合は27ページをご参照ください。
- 教育機関等からの支払依頼書面もあわせてご提出する場合は、両書面に記載されている②金額と⑤支払先の氏名(名称)が一致することをご確認ください。

iii. インターネットバンキング「振込受付状況照会等の画面印刷」の場合
受付完了画面を印刷した書面も領収書等の一部としてご利用できます。

- ⚠ 当社インターネットバンキングの場合、受付状況照会画面をご確認できる期間はお手続き後2か月間です。

受付状況照会画面

お振込金額 500,000円

お振込人
〇×大学

お振込日
20××年4月2日

教育機関等からの支払依頼書面

第1学年の皆様へ

拝啓 早春の候、日増しにあたたかさを感じる頃となりました。さて、来年度3月10日～4月10日の間に、お手続きをお願いします。

記

1.お振込について
お振込金額 500,000円になります。振込は、3月10日～4月10日の間に、お手続きをお願いします。

2.振込の際のお願い事項
本人の名前で、お振込ください(名前の前に学生番号を入れること)。

3.振込口座
〇〇〇銀行 △△支店 普通預金口座 1234567 〇×大学

① 支払日付

② 金額

③ 摘要(支払内容)

④ 支払者の氏名(宛名)

⑤ 支払先の氏名(名称)

⑥ 支払先の住所(所在地)

- ①～⑥の記載項目がそろわない場合は27ページをご参照ください。
- 教育機関等からの支払依頼書面もあわせてご提出する場合は、両書面に記載されている②金額と⑤支払先の氏名(名称)が一致することをご確認ください。

c 口座引落し

ご用意
いただくもの

- 「通帳表紙ページ(お名前、銀行名の記載があるページ)」のコピー※1
- 「通帳明細ページ」のコピー※1
- 教育機関等からの支払依頼書面

※1 ①～⑥の記載を確認できるようにコピーしてください。

①～⑥の記載をご確認ください。

通帳表紙※2

総合口座通帳 〇〇銀行

取扱店番 123 口座番号 1234567

教育機関等からの支払依頼書面

文部 花子 様

③ 受講料等請求書

口座引き落とし日 20××年4月27日

① 支払日付

② 金額

③ 摘要(支払内容)

④ 支払者の氏名(宛名)

⑤ 支払先の氏名(名称)

⑥ 支払先の住所(所在地)

※2 デジタル通帳の方は「お名前」「銀行名」を確認できるページのコピーをご提出ください。

通帳明細

普通預金(兼お借入明細)

お取引内容	お支払金額(円)	お預り金額(円)	残高
××-04-25 〇×電力	5,600		*456,560
① ××-04-27 ② 口座振替	202,250	⑤ 〇〇ゼミナール	*254,310
××-04-30 デンワ	7,600		*246,710
××-05-01 〇〇〇〇カード	123,000		*123,710

教育機関等からの支払依頼書面

文部 花子 様

③ 受講料等請求書

口座引き落とし日 20××年4月27日

① 支払日付

② 金額

③ 摘要(支払内容)

④ 支払者の氏名(宛名)

⑤ 支払先の氏名(名称)

⑥ 支払先の住所(所在地)

- ⚠ ⑤ 支払先の氏名(名称)について、通帳明細に「学校等」の名称(例: 〇〇チュウガッコウ)が表示されていれば、以下の教育機関等からの支払依頼書面は省略することもできます。

教育機関等からの支払依頼書面

文部 花子 様

③ 受講料等請求書

口座引き落とし日 20××年4月27日

通帳明細

普通預金(兼お借入明細)

お取引内容	お支払金額(円)	お預り金額(円)	残高
××-04-25 〇×電力	5,600		*456,560
① ××-04-27 ② 口座振替	202,250	⑤ 〇〇ゼミナール	*254,310
××-04-30 デンワ	7,600		*246,710
××-05-01 〇〇〇〇カード	123,000		*123,710

① 支払日付

② 金額

③ 摘要(支払内容)

④ 支払者の氏名(宛名)

⑤ 支払先の氏名(名称)

⑥ 支払先の住所(所在地)

- ①～⑥の記載項目がそろわない場合は27ページをご参照ください。
- 明細に複数の記録がある場合は、該当箇所に「下線」または「色」をつけてください。
- ⚠ ④ 支払者の氏名(宛名)が確認できる「通帳表紙ページのコピー」も漏れなくご用意ください。
- 教育機関等からの支払依頼書面もあわせてご提出する場合は、両書面に記載されている②金額と⑤支払先の氏名(名称)が一致することをご確認ください。

d クレジットカード

ご用意 いただくもの	●クレジットカードのご利用明細 ●教育機関等からの支払依頼書面 ●クレジットカード代金引落口座の「通帳表紙ページ(お名前、銀行名の記載があるページ)」のコピー※ ●クレジットカード代金引落口座の「通帳明細ページ」のコピー※
---------------	--

※①～⑥の記載を確認できるようにコピーしてください。

クレジットカードの場合は①～⑥の記載に加えて
クレジットカード代金引落口座の通帳で引落しされている記載⑦～⑩をご確認ください。

クレジットカードのご利用明細

①支払日付
「カード利用日」となります
普通預金口座からの「引落日」ではありません

ご利用明細書 20××年 4月 15日
本明細は、締切日(毎月〇日)までに当社にて売上が確認できたご利用分から作成しております。

お支払日	20××年5月1日(⑧)
ご請求金額	123,000円(⑨)
金融機関名	〇〇銀行
支店名	××支店
科目・口座	普通預金 1234567
口座名義	文部 花子(⑩)

ご入金には余裕をもって前日(金融機関営業日)までをお願いいたします。

ご利用日	ご利用店	ご利用金額	今回のお支払金額	備考
*****ショッピング利用*****				
1回払い				
××.3.14	〇〇レストラン	23,000	23,000	
①××.3.20	〇〇塾⑤ 授業料3月分③	20,000	20,000	
××.3.30	×××トラベル	80,000	80,000	
	〇〇塾住所 東京都港区南青山 〇-〇-〇 ⑥			

②金額

④支払者の氏名(宛名)

ご利用カード	〇〇〇〇カード(⑦)
会員番号	9876-5432-1098-7xxx
会員名義	文部 花子(④)

	ご利用可能枠	利率(実質年率)
ショッピング	100万円	
内訳	分割払い 100万円 〇%～△%	
	リボ 100万円 〇%	
キャッシング	30万円	
内訳	1回払い 25万円 △%	
	リボ 30万円 △%	

⑤支払先の氏名(名称)

③摘要(支払内容)

⑥支払先の住所(所在地)

- ③摘要(支払内容)がクレジットカードのご利用明細に記載されていない場合は、支払内容がわかる教育機関等からの支払依頼書面をご用意ください。
- WEB明細の場合は、上記必要項目がそろったページをご提出ください。
- リボ払いは対象外となります。

+

教育機関等からの支払依頼書面

④支払者の氏名(宛名)

文部 花子 様
文部 太郎 様

⑤支払先の氏名(名称)

〇〇塾

20××年3月9日

②金額

20××年4月分ご請求金額	20,000円
お支払日	ご指定のクレジットカードの引落日

背景、時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。
平素は多大なるご支援、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。
さて、授業料等につきまして、ご指定のクレジットカードより、下記の通りご請求させていただきますので、よろしくお願いいたします。

内 容	価格(円)
小学生コース(4月分)	15,000
おやつ代1ヶ月分	2,000
春期延長利用	1,000
スプリングスクール	2,000
合計(消費税込み)	20,000

③摘要(支払内容)

- 教育機関等からの支払依頼書面もあわせてご提出する場合は、
両書面に記載されている②金額と⑤支払先の氏名(名称)が
一致することをご確認ください。

+

通帳表紙※

④支払者の氏名(宛名)

総合口座通帳 〇〇銀行 ⑩文部 花子 様

取扱店番 123 口座番号 1234567

※デジタル通帳の方は「お名前」「銀行名」を確認できるページのコピーをご提出ください。

+

通帳明細

普通預金(兼お借入明細)				
	お取引内容	お支払金額(円)	お預り金額(円)	残高
××-04-25	〇×電力	5,600		*456,560
××-04-27	口座振替	202,250	〇〇ゼミナール	*254,310
××-04-30	デンワ	7,600		*246,710
⑧××-05-01	〇〇〇〇カード(⑦)	123,000		*123,710

クレジットカードのご利用明細の⑦～⑩と通帳表紙および明細の⑦～⑩が一致していることをご確認ください。

- ①～⑥の記載項目がそろわない場合は27ページをご参照ください。
- 明細に複数の記録がある場合は、該当箇所に「下線」または「色」をつけてください。
- ④支払者の氏名(宛名)が確認できる「通帳表紙ページのコピー」も漏れなくご用意ください。

e 月謝袋

ご用意いただくもの

●「月謝袋」（現在使用中の場合はコピー※の提出可）

※①～⑥の記載を確認できるようにコピーしてください。

①～⑥の記載があることをご確認ください。

月謝袋

①支払日付

月謝袋は支払いの「年」や「日」の記載がない場合があります
「年、月、日」の全ての記載があることをご確認ください

④支払者の氏名（宛名）

②金額

① 20××年

月謝袋

④ 文部 太郎 様

支払月	支払日	金 額	領収印
1	① 11/10	② ¥11,000	印
2	2/10	¥11,000	印
3	3/11	¥11,000	印
4	4/10	¥11,000	印
5	5/11	¥11,000	印
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			

領収したことを示す欄がある場合は、領収したことを示す記載があることをご確認ください

③ピアノレッスン料

⑥（先生の住所）千代田区霞が関〇〇-〇-〇

⑤（先生の名前）教育 太郎

③ 摘要（支払内容）

⑥ 支払先の住所（所在地）

⑤ 支払先の氏名（名称）

⚠ ①～⑥の記載項目がそろわない場合は27ページをご参照ください。

B 学校等が指定した業者にお支払いの教育費

ご用意いただくもの

●前記a～eの書類に加えて
教育機関等からの支払依頼書面※

※例：学校便り、教科書購入票、学校等の名称が記載された業者作成書面等

Ⓐ～Ⓒの項目が記載されていることをご確認ください。

教育機関等からの支払依頼書面

Ⓑ 摘要（支払内容）

Ⓒ 業者あてのお支払いを依頼する内容

Ⓐ 学校等の名称

第2学年 保護者各位

20××年4月15日

Ⓐ 〇〇高等学校

修学旅行代金のお振込について（依頼）

拝啓 陽春の候、葉桜の季節となりました。

さて、本年度の修学旅行代金につきましては、下記のとおりご入金をいただきますようお願い申し上げます。

Ⓑ

Ⓒ

記

敬具

1. 振込金額

¥80,000-

2. 振込先

〇〇〇〇銀行 青山支店 普通預金口座 1231231

△△△△旅行会社

住所 東京都港区〇〇4-5-6

電話番号 03-4321-××××

3. 振込期限

20××年4月15日から4月末日まで

4. 振込時の注意事項

振込依頼人欄は、生徒番号に続けて生徒名を入れてください。

（例）102モンパ タロウ

以上

〈業者への支払事例〉

支払内容	業者
制服代	百貨店
体操服代	洋品店
上ばき代	靴販売店
修学旅行代	旅行会社
教科書代	大学生協
部活動で使用するユニフォーム代	スポーツ店
音楽の授業で使用する楽器代	楽器店
家庭科の授業で使用する裁縫セット代	手芸店

C 記載項目がそろわない場合

領収書等において①～⑥の記載項目がそろわない場合の対応方法は下表のとおりです。

○ 対応可 × 対応不可 - 対応不要					
記載項目		対応方法			
		受益者さま または親権者さま		領収書等の 発行者	教育機関等 からの支払 依頼書面に よる補完 ※2
		追記 ※1	対応例	訂正	
①支払日付		×		×	○
②金額		×		×	○
③摘要 (支払内容)	学校等	○	P.28 ㉠	×	○
	学校等以外	×		×	○
④支払者の氏名(宛名)		×		×	○
⑤支払先の氏名(名称)		×		×	○
⑥支払先の 住所(所在地)	学校等	-		×	-
	学校等以外	○	P.28 ㉡	×	○

※1 アプリ(31ページご参照)の支払内容に入力してご提出いただくことも可能です。
領収書等以外の別紙(32ページ 領収書等確認書など)に記入してご提出いただくことも可能です。
※2 「摘要(支払内容)」と「支払先の住所(所在地)」以外は依頼書面の補完だけでなく、領収書等への記載も必要です。

〈教育機関等からの支払依頼書面〉

領収書等に記載が必要な項目について、不足項目(支払内容等)がわかる書面を
ご提出ください。

(書面例)

- ・口座振替依頼書(「授業料等を引き落とします」など具体的な記載のあるもの)
- ・支払先が発行した請求書(領収書等と金額が一致するもの)
- ・支払先の料金表(領収書等と金額が一致するもの)
- ・支払先のホームページ(領収書等と金額が一致するもの)
- ・支払先のパンフレット(領収書等と金額が一致するもの)

受益者さま、または親権者さまが、領収書等に追記する方法

対応例㉠「摘要(支払内容)」の追記

普通預金(兼お借入明細)				
	お取引内容	お支払金額(円)	お預り金額(円)	残高
××-04-25	○×電力	5,600		*456,560
××-04-27	口座振替	202,250	○○中学校	*254,310
××-04-30	デンワ	123,000		*246,710
××-05-01	○○○○カード			*123,710

↓

普通預金(兼お借入明細)				
	お取引内容	お支払金額(円)	お預り金額(円)	残高
××-04-25	○×電力	5,600		*456,560
××-04-27	口座振替	202,250	○○中学校	*254,310
××-04-30	デンワ	7,600		*246,710
××-05-01	○○○○カード	123,000		*123,710

対応例 ㉠

教材費

対応例㉡「支払先の住所(所在地)」の追記

20××年 月 謝 袋			
文部 太郎 様			
支払月	支払日	金 額	領収印
1	1/10	¥11,000	印
2	2/10	¥11,000	印
3	3/11	¥11,000	印
4	4/10	¥11,000	印
5	5/11	¥11,000	印
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			

ピアノレッスン料
(先生の名前) 教育 太郎

→

20××年 月 謝 袋			
文部 太郎 様			
支払月	支払日	金 額	領収印
1	1/10	¥11,000	印
2	2/10	¥11,000	印
3	3/11	¥11,000	印
4	4/10	¥11,000	印
5	5/11	¥11,000	印
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			

ピアノレッスン料
(先生の名前) 教育 太郎

千代田区霞が関〇-〇-〇

対応例 ㉡

⑤教育資金贈与信託 明細書

■ **1万円(税込)以下**の教育費については、領収書等の代わりに「教育資金贈与信託 明細書」をご提出できます(33ページ参照)。
「教育資金贈与信託 明細書」にてご提出いただく場合、領収書等および「教育資金贈与信託 領収書等確認書」(32ページ参照)のご提出が不要となります。



「まごよろこぶ」口座からの払い出しのお手続きは別途必要です。
インターネットバンキング、ご郵送にて払い出しのお手続きをお願いします。

■「教育資金贈与信託 明細書」は年間(1月1日～12月31日)のご提出額に上限があります。

年間で提出可能額	合計24万円(税込) [*]
----------	-------------------------

年間で提出可能額を超えた場合は、領収書等および「教育資金贈与信託 領収書等確認書」をご提出ください(32ページ参照)。

※以下①②が属する年は当該年の契約月数×2万円となります。

①信託契約日

例: ご契約日(信託契約日)が20××年6月15日の場合
20××年の年間で提出可能額=契約月数7か月(6～12月)×2万円=14万円(税込)

②信託終了日

例: 信託終了日が20××年10月15日の場合
20××年の年間で提出可能額=契約月数10か月(1～10月)×2万円=20万円(税込)

3.領収書等のご提出

(1)領収書等のご提出期限

ご提出方法	ご提出期限 ^{※1}
アプリ	翌年3月15日 23時59分 ^{※2}
ご郵送	翌年3月15日【当日消印有効】

※1 信託が終了する年においては、信託終了日の属する月の翌月末まで。
※2 期限までに「提出完了」画面に「受付番号」が表示されたことをご確認ください。

- 上記期限後のご提出は非課税適用を受けることができませんのでご注意ください。
- 2月から5月ごろにご提出いただいた領収書等は審査完了までに通常よりお時間をいただいております(最長2か月程度)。
- 領収書等の提出期限の間際になると、お客さまからのアクセス集中等により、アプリがご利用いただけなくなる可能性があります。領収書等は早めに当社にご提出ください。提出期限間際のご提出にあたってはアプリからではなくご郵送による方法もご検討ください。
- 領収書等の確認部署よりお客さまへご連絡(郵送または電話)することがありますので、あらかじめご了承ください。
- システムメンテナンスの時間帯により、アプリがご利用できない場合があります。最新のメンテナンス時間につきましては、当社ホームページをご確認ください。

(2)ご用意いただくもの

①領収書等でご提出(16ページ参照)の場合

ご用意いただくもの	アプリ	ご郵送	作成方法等
領収書等	○	○	16～28ページ
教育資金贈与信託 領収書等確認書	—	○	32ページ
送付用封筒または書類送付用宛名ラベル [*]	—	○	—

※宛名ラベルは当社ホームページから印刷し、お手元の封筒表面に貼り付けてご郵送ください。切手もお貼りください。

②教育資金贈与信託 明細書でご提出(29ページ参照)の場合

1万円(税込)以下の教育費については、領収書等の代わりに「教育資金贈与信託 明細書」をご提出できます(記入例は33ページ参照)。
「教育資金贈与信託 明細書」にてご提出いただく場合、領収書等および「教育資金贈与信託 領収書等確認書」(記入例は32ページ参照)のご提出が不要となります。

ご用意いただくもの	アプリ	ご郵送	作成方法等
教育資金贈与信託 明細書	—	○	33ページ
送付用封筒または書類送付用宛名ラベル [*]	—	○	—

※宛名ラベルは当社ホームページから印刷し、お手元の封筒表面に貼り付けてご郵送ください。切手もお貼りください。

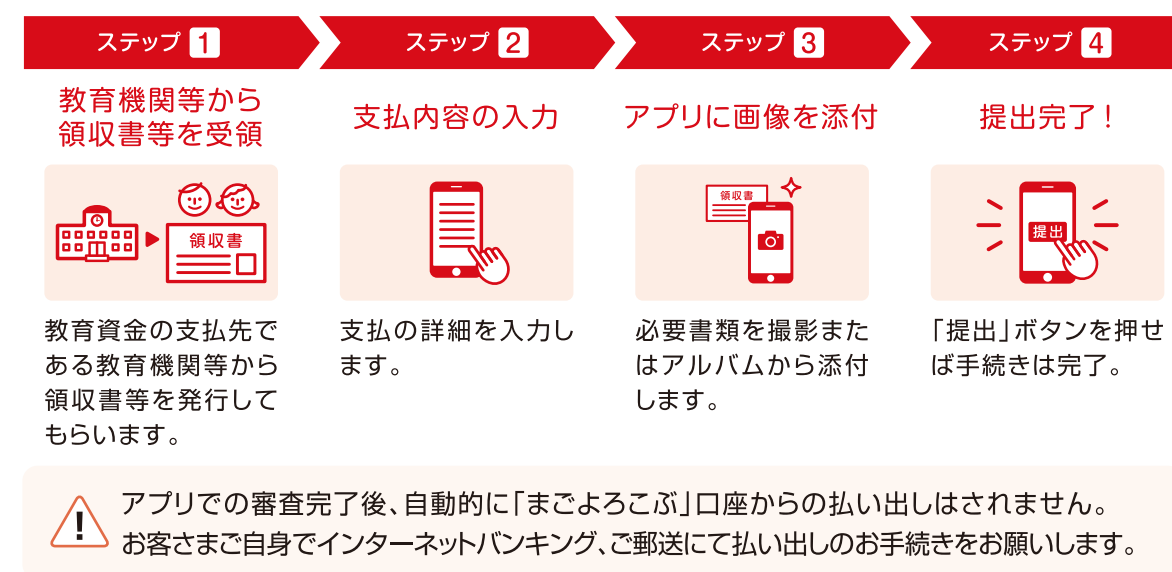
(3)「まごよろこぶ領収書提出アプリ」について

①アプリの特徴

- アプリで領収書等画像を添付して、お支払内容を入力することで領収書等をご提出できます。
- 1万円(税込)以下のお支払いは明細書によるご提出も可能です。
- 24時間365日いつでも領収書等・明細書のご提出が可能です。
- アプリでご提出いただいた領収書等・明細書について
 - ・履歴を確認できます。
 - ・手続き状況も確認できます。
 - ・再提出も簡単です。
- システムメンテナンスの時間帯により、アプリがご利用できない場合があります。
最新のメンテナンス時間につきましては、当社ホームページをご確認ください。

②アプリのご利用方法

アプリストアから「まごよろこぶ」と検索して、アプリをダウンロードしてください。



③アプリご利用の注意点

- スマートフォンを機種変更等する場合、変更前の端末で引継コードを発行し、変更後の端末に入力することで、過去に提出した領収書等・明細書の情報を引き継ぐことができます。
- スマートフォンを使用し、当社推奨環境(当社ホームページをご参照)にてご利用ください。タブレット端末を使用した場合、アプリを利用できない、もしくは正常に動作しない可能性があります。
- お客さまのスマートフォンの通知設定を必ずONにしてください。
設定方法は機種により異なりますので、お客さまご自身でご確認ください。
- 再提出の通知があった場合、必ず当社からのご連絡内容を確認し、領収書等・明細書を再提出ください。手続きステータスが **再提出要** のままですと、該当の教育費は非課税の適用を受けることができません。非課税の適用を受けるためには、必ず再提出してください。
- 再提出可能期間は前々年分までとなりますので、お早めに再提出をお願いします。

(4)書類作成方法

①教育資金贈与信託 領収書等確認書

教育機関等の領収書等の内容についてご記入ください。

表面 記入例

教育資金贈与信託 領収書等確認書										三菱UFJ信託銀行あて	
裏面の【ご確認事項】を必ずご確認のうえ、太枠内①～⑫のすべてをご記入ください。										-	
①ご記入日				②提出枚数		③取扱店		④教育資金贈与信託口座番号			
20××年09月14日				1枚目/1枚中		110		1234567			
教育資金の領収書等の提出にあたり、裏面の【ご確認事項】をご確認いただき右欄にご署名ください						⑤お名前(受益者さま)			⑥日中連絡先		
アリガナ モンブ タロウ						文部 太郎			090-××××-××××		
1. 領収書等の余白に以下の該当番号をご記入ください。 2. 領収書等が通帳明細ページのコピーや月謝袋等、同じ摘要(支払内容)が複数記録されている場合、今回提出分をマーカー等で明示ください。											
該当番号	⑦支払年月日			⑧支払金額(頭部¥マーク要)			⑨支払区分		⑩摘要(お支払内容)		
	(西暦) 年 月 日			千万百万十万 万 千 百 十 円			☒ 印をお付けください ☐ 学校等 ☒ 学校等以外		授業料		
1	20××0705			¥30000							
⑪支払先氏名または名称 教育塾 ⑫支払先住所または所在地 ☐ 有り ☒ 無し 東京都千代田区丸の内1-2											
結果											
完了 ご返却											

①～⑫の項目を漏れなくハッキリと(マス目があるものはマス目の中に)ご記入ください
 〈受益者さまに関する項目〉
 ※委託者さま、親権者さまに関する項目ではございません。ご注意ください

- ①ご記入日
- ②提出枚数 例:一度に3枚ご提出の場合、それぞれの用紙に「1/3」「2/3」「3/3」とご記入ください
- ③取扱店
- ④教育資金贈与信託(まごよろこぶ)口座番号
- ⑤お名前(受益者さま)
- ⑥日中連絡先

〈領収書等に関する項目〉
 ※領収書等に関する各項目を、支払年月日ごとにご記入ください

- ⑦支払年月日
- ⑧支払金額
- ⑨支払区分
- ⑩摘要(お支払内容)
- ⑪支払先氏名または名称
- ⑫支払先住所または所在地

【ご提出前に必ずご確認いただきたいポイント】

- ☐ご提出にあたり、確認書裏面の【ご確認事項】を必ずご確認いただいたうえでご署名ください
- ☐添付する領収書等ごとに、確認書左端の該当番号を領収書等余白にご記入ください
- ☐通帳のコピーや月謝袋等、同じ摘要(お支払内容)が複数表示されている場合、今回提出分をマーカー等で明示してください



- 裏面の領収書等貼付欄には、領収書等の原本を添付してください。
- 同一のお支払いにかかる領収書等は、重ねてホチキスで留めてください。
- 領収書等が複数ある場合は、お支払先、支払区分、お支払年ごとにまとめてください。

②教育資金贈与信託 明細書

教育機関等の領収書等の内容についてご記入ください。

記入例

教育資金贈与信託 明細書										三菱UFJ信託銀行																																																	
～裏面の【ご確認事項】を必ずご確認ください～																																																											
【ご記入時の留意事項】 1. ①～⑩のすべてをご記入ください。 ご記入漏れにより、非課税適用を受けられない場合があります。 2. 1行あたりの支払金額は、1万円以内(税込)の金額をご記入ください。 3. 明細書にてご提出いただける上限金額は、原則年間24万円(税込)です。 ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿										① 記入日 20××年 09月 14日										② 提出枚数 1枚目/ 1枚中																																							
③ 取扱店 ④ 教育資金贈与信託口座番号 ⑤ お名前(受益者さま)										⑥ 支払年月日 ⑦ 支払金額(領部Vマーク裏) ⑧ 摘要(お支払内容) ⑨ 支払区分(印をお付けください) ⑩ 支払先氏名または名称 ⑪ 支払先住所または所在地(学校等の場合は省略可能です)																																																	
① 20××0901										② 5210										③ 授業料										④ 〇〇学校										⑤ 文部 太郎																			
⑥ 20××0810										⑦ 10000										⑧ 国語指導料										⑨ 学校等										⑩ △△塾										⑪ 東京都千代田区丸の内1-2									

①～⑪の項目を漏れなくハッキリと(マス目があるものはマス目の中に)ご記入ください

〈受益者さまに関する項目〉

※委託者さま、親権者さまに関する項目ではございません。ご注意ください

①ご記入日

②提出枚数 例:一度に3枚ご提出の場合、それぞれの用紙に「1/3」「2/3」「3/3」とご記入ください

③取扱店

④教育資金贈与信託(まごよろこぶ)口座番号

⑤お名前(受益者さま)・日中連絡先

〈領収書等に関する項目〉

※領収書等に関する各項目を、支払年月日ごとにご記入ください

⑥支払年月日

⑨支払区分

⑦支払金額

⑩支払先氏名または名称

⑧摘要(お支払内容)

⑪支払先住所または所在地

【ご提出前に必ずご確認くださいポイント】

□ご提出にあたり、明細書裏面の【ご確認事項】を必ずご確認くださいうえで
ご署名ください

領収書等確認書・明細書は当社ホームページよりダウンロードしてください。

まごよろこぶ 検索 URL: https://www.tr.mufg.jp/mago/mago_procedure.html

ホーム > 個人のお客さま > 商品・サービスのご案内 > 資産をひきつぐ・管理する > 財産管理業務のご案内 >

教育資金贈与信託 まごよろこぶ > お手続きについて >

教育資金贈与信託 領収書等確認書 または 教育資金贈与信託 明細書

4.「まごよろこぶ」口座への戻し入れ

12月末までに使いきれなかった資金を翌年以降に「まごよろこぶ」口座に「戻し入れ」をしていただき、あらためて教育費としてお支払いいただくことで非課税の適用を受けることができます。

(1)戻し入れとは

年間の払い出し金額が、年間の領収書等提出額より多い場合、その差額をあらためて、「まごよろこぶ」口座へご入金いただくことを「戻し入れ」といいます。

年間の払い出し金額 > 年間の領収書等提出額	戻し入れ可 (差額が上限となります)
年間の払い出し金額 ≤ 年間の領収書等提出額	戻し入れ不可

(2)戻し入れ可能額のご確認方法

当社より毎年お送りする「教育資金贈与信託 教育資金のご利用状況のお知らせ」のN欄に記載された金額をご確認のうえ、その金額の範囲内でお手続きください。
インターネットバンキング会員の方は7月1日～12月31日はインターネットバンキング画面で確認できます。

教育資金贈与信託 教育資金のご利用状況のお知らせ			
いつも格別のお引立てにあずかり、ありがとうございます。 教育資金贈与信託のご利用状況をご案内申し上げます。			
お取引番号 XXX-XXXXXX		信託契約日 20XX年X月X日	信託財産交付日(満期日) 20XX年X月X日
【20XX年の領収書等のご提出状況】			
内容		金額	
F	教育資金 (領収書)	学校等	20,000円
G		学校等以外	80,000円
H	教育資金 (明細書)	学校等	10,000円
I		学校等以外	20,000円
J	領収書等提出必要額		70,000円
K	明細書提出可能額		210,000円
【20XX年以前の領収書等のご提出状況】			
内容		金額	
L	教育資金 (領収書および明細書)	学校等	150,000円
M		学校等以外	300,000円
N	贈与税課税対象額		50,000円
戻し入れが可能です			
三菱UFJ信託銀行 お取引店:XX支店 〈専用お問い合わせ窓口〉 教育資金贈与信託 まごしあわせフリーダイヤル 電話番号:0120-05-4807(平日9:00～17:00)			

(3)戻し入れの手続き受付期間および戻し入れの期限

戻し入れの期限は、信託終了日*までです。

戻し入れの手続きの受け付けは、毎年7月1日～12月31日となります。

※受益者さまが一定の条件を満たす場合、最長40歳まで信託期間を延長できます。詳しくは41ページをご覧ください。

(4) 戻し入れする際の注意事項

お手元に再提出が必要な領収書等がある場合、再提出のお手続き後に戻し入れを行ってください。再提出が必要な領収書等が残っている状態で戻し入れを行った場合、非課税適用を受けられなくなる場合があります。

(5) インターネットバンキングによる戻し入れ

① インターネットバンキングでの手続きの特徴

- 毎年7月～12月の間、前年以前に払い出した資金について戻し入れ手続きを行うことができます。
- 戻し入れ可能額および口座別の戻し入れ上限額を、画面上でご確認いただくことが可能です。
- インターネットバンキングで手続きした戻し入れ分について、受付状況を照会することができます。

② インターネットバンキングで戻し入れする際の注意点

- 戻し入れをするご資金については、**インターネットバンキングで契約者さまの総合口座普通預金**にご準備ください。未成年の受益者さまの普通預金等からの戻し入れをご希望の場合は郵送にてお手続きをお願いします。

〈受益者さまが未成年の場合〉

○ 可 × 不可

	インターネットバンキング	ご 郵 送
受益者口座からの戻し入れ	×	○
親権者口座からの戻し入れ	○	○

- 戻し入れ手続きが反映されるまでの間に、引落とし等で普通預金の残高が減少して戻し入れ予定金額を下回った場合、普通預金の残高不足で手続きが不成立となる場合があります。

〈戻し入れ機能概要〉

項 目	詳 細
手続き可能期間	毎年7月1日 0:00～12月31日 23:59
受付時間	24時間受付(メンテナンス時間を除く) 平日 0:00～23:50は当日扱い、 平日 23:51～23:59および土・日・祝日等は翌営業日扱い
回数制限	1日1回まで(受益者あたり) ※次回戻し入れ手続き可能日は、以下となります。 ・平日 0:00～23:50に戻し入れ受付→翌営業日 8:00以降 ・上記以外の時間に戻し入れ受付→翌々営業日 8:00以降
対象資金	前年以前に払い出した資金(当年に払い出した資金は対象外)
戻し入れ資金の出金元口座	インターネットバンキングで契約者さまの総合口座普通預金 ※受益者さまが未成年の場合、当社にお届けいただいている親権者さまの総合口座普通預金からの戻し入れとなります。
戻し入れた資金の払い出し	戻し入れされたご資金の払出可能日時は、以下となります。 ・平日 0:00～23:50の間に戻し入れした場合→翌営業日 8:00以降 ・上記以外の時間に戻し入れした場合→翌々営業日 8:00以降

操作方法については当社ホームページをご覧ください。
https://www.tr.mufig.jp/ib_guide/pdf/modoshiire.pdf



(6) ご郵送による戻し入れ

① 書類作成方法

教育資金贈与信託(受益者入金用)入金票 兼 普通預金払戻請求書

- 1 取扱店
- 2 教育資金贈与信託口座番号
教育資金贈与信託通帳の表紙をご参照ください
- 3 お名前
- 4 戻し入れ金額
「教育資金贈与信託教育資金のご利用状況のお知らせ」のN欄に記載されている「贈与税課税対象額」の金額の範囲内でご記入ください
- 5 ご記入日
- 6 取扱店
- 7 当社の普通預金口座番号
当社の総合口座通帳(または当社の普通預金通帳)の表紙等をご参照ください
- 8 お名前
入金と同一名義の場合は、□に✓をつけることでご署名は不要です
入金と同一名義でない場合は、払い出しする当社の普通預金口座の名義をご記入ください
- 9 お届印
入金と同一名義の場合もお届印のご押印は必要です

3 お名前
お手続きする方に応じて下表のとおりご記入ください

お手続きする方	お名前のご記入方法
親権者さま(受益者さまが未成年の場合)	○○ ○○ (受益者さまのお名前)
当社にお届けいただいている代理人さま	○○ ○○ 代理人 △△ △△ (受益者さまのお名前) (代理人さまのお名前)

・教育資金贈与信託の口座を複数お持ちの方は、出金した口座へ戻し入れてください。

! ご記入にあたっての注意事項 ※ご記入前に必ずご確認ください。

- 6～8…普通預金払戻欄には、当社(三菱UFJ信託銀行)の普通預金口座をご記入ください(三菱UFJ銀行の普通預金口座を指定することはできません)。
- 4……………右上にご記入された「金額」に相当する残高が、6～8でご指定いただいた普通預金口座にあることをご確認ください。
- 9……………普通預金払戻欄の「お届け印」の押印漏れがないよう必ずご押印ください。

② お手続きのご案内

フリーダイヤルまでお問い合わせください。
必要書類等についてご説明いたします。

お問い合わせフリーダイヤル **0120-05-4807**(まごしあわせ)
[平日9:00～17:00]

5 よくあるご質問

◆ 払い出し

Q 「まごよろこぶ」口座からいつ払い出せばよいですか。

A

- インターネットバンキングまたはご郵送にていつでも払い出しできます。
- 毎年12月末が期限です。
- 信託終了年においては、信託終了日までとなります。
- 前年に払い出して余った資金を繰り越して使用することはできません。毎年の払い出しが必要です。

Q インターネットバンキングでも「まごよろこぶ」口座からの払い出しはできますか。

A

- できます。
- 当社、他行とも振込手数料は無料です。
- 12月31日のシステムメンテナンス予定次第では、メンテナンス時間前にお手続きを完了いただく必要がございます。最新のメンテナンス時間につきましては、当社ホームページをご確認ください。

◆ 領収書等のご提出

Q 領収書等はいつ提出すればよいですか。

A

- 領収書等は受け取った都度、「まごよろこぶ領収書提出アプリ」またはご郵送にてご提出ください。
- ただし、当年のお支払いの領収書等については翌年3月15日が提出期限です。
- 24時間365日いつでも領収書等・明細書の提出が可能な「まごよろこぶ領収書提出アプリ」をご活用ください（詳しくは31ページをご参照ください）。

Q 領収書等の金額に教育費以外の費目が含まれている場合は、どうしたらよいですか。

A

- 領収書等の金額に教育費以外の費目※1が含まれている場合、「領収書等確認書」(32ページ参照)に記入する「支払金額」は当該費目を差し引いた金額を記入してください。
- 教育費の範囲の詳細については、文部科学省ホームページの「教育資金非課税措置Q&A」※2で具体的な費目についてご確認ください。

※1 例: 同窓会費、自治会費、学生健保組合費用、振込手数料、口座引落手数料等

※2 本お手続きガイドブック5ページご参照

Q 下宿代は教育費となりますか。

A

- 下宿代は教育費の対象外です。ただし、学校等に支払う寮費は対象となります（学校等からの領収書等で確認できる場合に限りです）。

Q スポーツジムへの支払いは教育費となりますか。

A

- インストラクターに対する指導料であれば教育費となります。*
- 領収書等の摘要(支払内容)や支払先の氏名(名称)が明記されていることが必要です。
例: 〈摘要(支払内容)〉テニスレッスン代として、〇月分〇〇料として(〇回または〇時間)
〈支払先の氏名(名称)〉〇〇テニススクール
※受益者さまが23歳以上の場合は非課税措置の対象外となります。

Q 外国通貨で支払った場合、どうしたらよいですか。

A

- 「領収書等確認書」(32ページ参照)に記入する「支払金額」は、支払日付で円換算した金額(小数点以下は切り捨て)としてください。
〈計算例: 2021年3月1日に米ドルで4,321ドルをお支払いされた場合〉
支払日付の為替相場/1ドル=107.48円
4,321ドル×107.48=464,421.08円 → 小数点以下は切り捨て464,421円を記入
- 教育機関等へお支払いされた際の送金票等に為替レートの記載がある場合は当該為替レートを使用してください。
- 教育機関等へお支払いされた際の送金票等に為替レートの記載がない場合は以下のホームページでご確認いただくか、フリーダイヤルまでお問い合わせください。

お問い合わせフリーダイヤル **0120-05-4807**(まごしあわせ)
[平日9:00~17:00]

参考為替レート

三菱UFJ信託銀行ホームページ「教育資金贈与信託 円換算レート表」
https://www.tr.mufg.jp/mago/data/yen_rate.xlsx

- ① 支払日当日の為替レート(TTS)を使用してください。
- ② 支払日当日の為替レートがない場合は直前の為替レートを使用してください。

Q 留学の費用のうち、渡航費や滞在費は教育費となりますか。

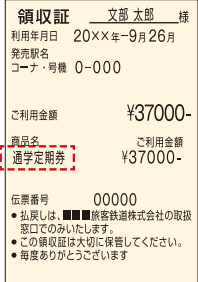
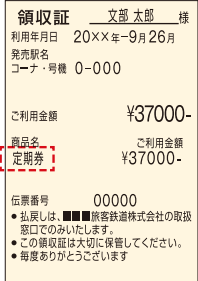
A

- 留学の内容およびお支払先により、教育費となる場合があります。詳しくは文部科学省ホームページに掲載のQ&A(「留学等」に関するQ&A)をご確認ください。
URL: https://www.mext.go.jp/a_menu/kaikei/zeisei/1332772.htm
- ご不明な点は、フリーダイヤルまでお問い合わせください。
お問い合わせフリーダイヤル **0120-05-4807**(まごしあわせ)
[平日9:00~17:00]

Q 通学にかかる費用は教育費となりますか。

- A**
- 通学定期券代のみ教育費となります。
以下の①～⑤が領収書等に記載されている必要があります。
 - ⑥ 支払先の住所（所在地）の記載は不要です。
 - ① 支払日付
 - ② 金額
 - ③ 摘要（支払内容）…「通学定期券代」の記載が必要です。
「定期券代」だけの記載では確認できません※¹。
 - ④ 支払者の氏名（宛名）
 - ⑤ 支払先の氏名（名称）

※¹ 領収書等の記載に「通学定期券代」の記載がない場合には、
通学定期券のコピーをあわせてご提出ください。

「通学定期券代」 記載あり	 または 
「定期券代」の 記載のみ※ ²	〈領収書等+通学定期券コピー〉  + 

※² 領収書等とあわせて通学定期券のコピーを提出する際、基本的には領収書に対応するコピーが必要ですが、IC定期券を利用しているため対応する通学定期券の記録が上書きされ消えてしまった場合、以下の要件がそろそろ最新の通学定期券のコピーを添付することで、領収書等の内容を確認する書類として提出することができます。

- （要件）
- ・当該領収書等と通学定期券コピーの ①支払先 ②金額 が同じであること
 - ・通学定期券のコピーに「継続」と記載されていること

- 通学にかかる以下の費用はいずれも教育費とはなりません。
 - 諸般の事情により別経路で通学した際の切符代・回数券
 - 通学定期券の有効期限を過ぎた際に購入した切符代・回数券
 - 交通系ICカード（電子マネー）へのご入金（チャージ）や預り金（デポジット）
 - 自転車通学のための自転車購入費や駐輪場代

Q 年を跨いで発行された領収書を提出する場合の注意点はありますか。

- A**
- 複数回の支払をまとめて1枚の領収書として発行するなど、年を跨いで発行された領収書を提出する場合、支払年月日・金額の内訳が確認できることが必要です。支払年月日の記載がなければ、発行年月日が支払年月日となります。

〈年を跨いだ2024年に発行された領収書を2023年扱いとするための例〉

- ① 摘要欄に「支払年月日」および「金額の内訳」が記載された領収書をご提出ください。
- ② 「支払年月日」および「金額の内訳」が確認できる書面（納入証明書・通帳コピーなど）をあわせてご提出ください。

例①)

領 収 書

2024年1月10日

文部 太郎 様

¥40,000-

但し、スイミングスクール代として

2023年9月10日	¥10,000-
10月10日	¥10,000-
11月10日	¥10,000-
12月10日	¥10,000-

〇〇スポーツクラブ
千代田区丸の内〇-〇-〇

例②)

2024年1月10日

納入証明書

スイミングスクール代として以下の費用が納入された事を証明いたします。

文部 太郎 様

（授業料）

2023年9月10日	¥10,000-
2023年10月10日	¥10,000-
2023年11月10日	¥10,000-
2023年12月10日	¥10,000-
合計額	¥40,000-

〇〇スポーツクラブ
千代田区丸の内〇-〇-〇

〈2023年扱いとならない例〉

2024年1月10日

領 収 書

文部 太郎 様

¥40,000-

但し、2023年9月～12月分のスイミングスクール代として

〇〇スポーツクラブ
千代田区丸の内〇-〇-〇

◆ 届出事項のご変更

Q 氏名や住所等を変更したいのですが、どうしたらよいですか。

- A**
- 取扱店までお問い合わせください。
 - ▶ マイナンバー（個人番号）のお届けが必要となる場合があります。
 - ▶ お取引内容によって、お手続きに必要な書類が異なりますので、詳しくは取扱店までお問い合わせください。

◆ 信託の終了

Q 信託期間に期限はありますか。

A ● 通常、受益者さまが30歳を迎える誕生日の前日が信託終了日です。
ただし、その時点において受益者さまより
①学校等に在学している
②教育訓練給付金の支給対象となる教育訓練を受講している
のいずれかの届出があった場合は同日で信託は終了しません。
以降においては、受益者さまが上記①あるいは②の届出がなかった年の12月末、または40歳を迎える誕生日の前日のいずれか早い日に、
信託は終了します。
①、②のいずれかに該当し、期間を延長する場合は、満期のご案内のハガキ
が到着しましたら、お問い合わせフリーダイヤルまでご連絡ください。
お問い合わせフリーダイヤル **0120-05-4807**（まごしあわせ）
[平日9:00～17:00]
※受益者さまからの届出がない場合、信託は通常通りに終了します。

Q 期間を延長する場合の必要書類は何ですか。

A ● 当社所定の教育資金贈与信託 信託期間延長届出書、教育資金贈与信託通帳
の他に、学校等に在学していることが分かる資料（または教育訓練給付金の
支給対象となる教育訓練を受講していることが分かる資料）をご提出いた
だきます。詳しくは、お問い合わせフリーダイヤルまでご連絡ください。

Q 信託終了時の残額（使いきれなかった資金）はどうなりますか。

A ● 信託終了時の残額と「教育資金以外」の目的で払い出された金額を
合計した金額が、信託終了時に委託者さまから贈与があったものとして
贈与税の課税対象※になります。
※贈与の時期が2023年3月31日までで信託終了日の属する年の1月1日において受益者さまが成年の
場合、委託者さまから贈与により取得した財産は贈与税に特例税率が適用されていましたが、贈与の時
期が2023年4月1日以降の場合、受益者さまの年齢にかかわらず、贈与税に一般税率が適用されます。

◆ その他

Q 手続き書類はどのように送ればいいですか。

A ● 当社ホームページに「手続き書類送付用宛名ラベル」をご用意しております。
宛名ラベルを当社ホームページから印刷し、
お手元の封筒表面に貼り付けてご郵送ください。切手もお貼りください。

Q 受益者が成年に達した場合の手続きはどうなりますか。

A ● 受益者さまが成年に達した場合、受益者さまご本人によるお手続きとなります。
親権者の方はインターネットバンキングをご利用できなくなります。
成年に達したご本人さまから改めてインターネットバンキングを申し込んでい
ただく必要があります。

Q 23歳以上で教育訓練給付金対象講座を受講した際の提出物は何ですか。

A ● 教育訓練給付金の支給対象となる教育訓練講座を受講した場合は、・領収書
・申込書・修了証明書 等の書類に加え、厚生労働省ホームページ「教育訓練
給付制度」の該当講座のページを印刷したうえ当社にご提出ください。

Q 贈与者が死亡した場合の手続きはありますか。

A ● 委託者さまがお亡くなりになった場合は、受益者さまもしくは親権者さまから
速やかに取扱店までご連絡ください（別途、死亡の事実がわかる公的書類およ
び相続税の課税価格の合計額を明らかにする書類をご提出いただきます）。
● 信託期間中に委託者さまがお亡くなりになり、以下①または②に該当する場合、
死亡日時点の管理残額※はその委託者さまの相続財産として相続税の課税対象
となり、その納税義務者は受益者さまとなります。

① 贈与の時期が2023年4月1日以降で委託者さまの相続税課税価格の
合計が5億円を超える場合

② 委託者さまの死亡日において受益者さまが23歳以上であり
下表内で相続税「課税対象」の場合

〈23歳以上の受益者さまの条件〉

イ. 学校等に在学している場合

ロ. 教育訓練給付金の支給対象となる教育訓練を受講している場合

贈与の時期	23歳以上の受益者の条件	相続税
2019年3月31日まで	制限なし	対象外
2019年4月1日～ 2021年3月31日	イまたはロに該当	対象外
	イロいずれも該当しない	課税対象
2021年4月1日から	イまたはロに該当	対象外
	イロいずれも該当しない	課税対象 （相続税の2割加算対象）

※管理残額とは、非課税抛金額から教育資金の支払額を控除した残額のうち、以下に対応する金額をいいます。

- ・2019年4月1日から2021年3月31日までの贈与については、
委託者さまからその死亡前3年以内に本信託により取得した信託受益権等の価額。
- ・2021年4月1日以降の贈与については、
委託者さまからその死亡前に本信託により取得した信託受益権等の価額。

Q 教育資金の利用状況はどこで確認できますか。

- A**
- 「教育資金のご利用状況のお知らせ」でご確認できます（受益者さま宛てに定期的にハガキ形式でご案内しております）。詳しい見方やポイントはホームページでご確認ください。
 - 「まごよろこぶ」口座の残高や領収書等のご提出状況等について記載しております（34ページ参照）。



「まごよろこぶ領収書提出アプリ」にて領収書等を提出し、当社より再提出の依頼（アプリ上は **再提出要** と表示）があった場合は、必ずご連絡内容をご確認いただき、領収書等・明細書を再提出してください。再提出後、領収書等の受け入れが完了していない場合は、該当の教育費は上記「教育資金のご利用状況のお知らせ」に反映されません（31ページ参照）。

Q 手続き方法についてホームページで確認できますか。

- A**
- 以下のホームページでご確認できます。
- 三菱UFJ信託銀行ホームページ
まごよろこぶ **検索** <https://www.tr.mufg.jp/mago/mago.html>
- 文部科学省ホームページ
教育資金贈与 非課税対象先 **検索** https://www.mext.go.jp/a_menu/kaikei/zeisei/1332772.htm

6 年間計画表

1年間（1月1日～12月31日）に支払う教育費を書き出し、その合計金額をあらかじめ算出することをおすすめします。

◆作成例

日付	教育費	金 額	備 考	チェック
1月	スイミングスクール（1月分）	6,600円		☒
1月	書道教室（1月分）	3,300円		☒
	⋮			☐
4月	〇〇〇学校入学金	388,000円		☐
4月	スイミングスクール（4月分）	6,600円		☐
4月	書道教室（4月分）	3,300円		☐
	⋮			☐
8月	夏期講習代	77,000円		☐
8月	スイミングスクール（8月分）	6,600円		☐
8月	書道教室（8月分）	3,300円		☐
	⋮			☐
12月	スイミングスクール（12月分）	6,600円		☐
12月	書道教室（12月分）	3,300円		☐
				☐
				☐
				☐
				☐
				☐
				☐
				☐
				☐
合計		●●●●●●円		

